

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>の窓のワイパーを作動させて前方を注意深く見ていたものの、雨が強くて窓ガラス越しに前方が見えづらい状況となっていたため、松島の西方沖に設置されたのり養殖施設の標識を視認することができず、本船がのり養殖施設の設置区画の南西端付近に向かって接近した。</p> <p>船長は、同乗者の「浮き」という声を聞いて船首方至近にオレンジ色の標識があることに気付き、直ちに機関を後進にかけて後方に下がっていたところ、風で船体が流されたので、同標識から遠ざかろうとして機関を前進にかけたとき、12時30分ごろ、松島灯台から真方位264°2,550m付近において、プロペラにのり養殖施設の枠綱（ロープ）が絡んだ。</p> <p>船長は、自力航行ができなくなったので、携帯電話で海上保安庁に118番通報した。</p> <p>本船は、地元漁船により姫路市坊勢漁港^{ぼうせい}にえい航された。</p> |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 雨、風向 北西、風力 3～4、視程 約1～2海里 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 上げ潮の末期</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>本船は、クルーザー型のモーターボートであり、フライングブリッジ及び操舵室のいずれでも操船することができ、操舵室には、右舷側に操縦席があり、左舷側にレーダー及びGPSプロッターが設置されていた。</p> <p>船長は、平成24年8月に本船を購入し、浦港に係留して1週間に1回程度乗船していたので、淡路島や家島諸島などの周辺にのり網が設置されていることを知っていた。</p> <p>船長は、本事故当時、レーダーの操作に慣れていなかったため、レーダーを使用しておらず、また、GPSプロッターには、本船の前所有者がのり養殖施設の設置区画を四角形で入力していたものの、同四角形が何の表示か分からなかったこともあり、GPSプロッターの画面には、広範囲の地図を表示していたので、同四角形が表示されていなかった。</p> <p>松島西方には、平成24年9月10日～翌25年5月10日までの間、東西約700m及び南北約2,115mの長方形をしたのり養殖施設の設置区画が松島の西方約2海里沖まで設定され、のり養殖施設では、錨で固定した浮き標識の間に枠綱を張り、枠綱の内側にのり網を取り付けた浮き流し式と呼ばれる養殖方法を採用しており、本事故当時、同区画の南西端付近には、直径約0.8m及び長さ約1.2mの円筒形の発泡スチロールにオレンジ色のカバーを巻いた浮き標識が設置され、直径約22mmの枠綱が張られていたが、のり網はまだ張られていなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m及び船尾約1.0mであった。</p> |
| <p>分析 乗組員等の関与</p> | <p>あり</p> |

| | |
|---|--|
| <p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>なし あり</p> <p>本船は、家島諸島の松島西方沖を西南西進中、船長が、降雨によりフライングブリッジから操舵室に降りて見張りを行っていたものの、雨で操舵室の窓越しに前方が見えづらい状況となっていたことから、船首方至近にのり養殖施設の浮き標識を認め、直ちに機関を後進にかけて後方に下がったが同施設に進入したので、同施設から出ようとして機関を使用した際、プロペラに同施設の枠網が絡み、同施設を損傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船の前所有者がGPSプロッターにのり養殖施設の設置区画を入力していたものの、同表示が何を示すかが分からなかったことから、GPSプロッターの画面に同区画を表示させていなかったものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、家島諸島の松島西方沖を西南西進中、船長が、降雨によりフライングブリッジから操舵室に降りて見張りを行っていたものの、雨で操舵室の窓越しに前方が見えづらい状況となっていたため、船首方至近にのり養殖施設の浮き標識を認め、直ちに機関を後進にかけて後方に下がったが同施設に進入したので、同施設から出ようとして機関を使用した際、プロペラに同施設の枠網が絡んだことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レーダーやGPSプロッターの操作方法などに慣れておき、各機器を有効に活用すること。 ・養殖施設などが設置された海域を航行する場合は、GPSプロッターに設置区画を入力しておくとともに、画面に同区画を表示させて同区画から安全な距離を隔てて航行すること。 ・海上が時化しているときには、養殖施設の標識などが視認しづらいので、できる限り沿岸から離れて航行すること。 ・ヨット・モーターボート用参考図（一般財団法人日本水路協会発行）などにより、のり養殖施設の設置場所などを確認しておくこと。 |